

# 相続・贈与税顧問 平成18年分贈与税対応版概要(Ver.H18.2)

「相続・贈与税顧問 Ver.H18.2」で対応がされた内容をご案内します。  
このプログラムは、平成18年1月1日以降に発生した相続税・贈与税の申告にご利用できます。

## 1.バージョンアップについて

バージョンアップ対象・・・Ver.H18.1\*

## 2.データの利用について

データ移行バージョン・・・Ver.H17.1\*以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。Ver.H17.1または Ver.H17.2データは「旧バージョンデータ読込」で移行します。

## 3.法改正の内容

贈与税に関係する平成18年度法改正の内容は、次のとおりです。

### ●住宅取得等資金の贈与の特例（相続時精算課税）の延長

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が平成19年12月31日まで2年延長されました。

この特例は、父母から、自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築、取得、増改築等のための金銭の贈与を受けた場合において、贈与者が65歳未満であっても相続時精算課税の選択をすることができるものと、非課税枠（特別控除額）を3,500万円まで拡大（1,000万円の上乗せ）するものです。

※住宅取得資金等の贈与の特例（暦年課税）は、平成17年12月31日をもって廃止されました。

### ●様式の変更点

システムで対応している贈与税帳票の18年分様式の変更点は、次のとおりです。

帳票 / 項目名等	変更内容
<b>第一表 贈与税の申告書</b>	
④に対する税額	⑤ 項目名の説明文が変更されました。
<b>第二表 贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）</b>	
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額	22 平成17年分の申告書で削除された項目が追加されました。
<b>〔暦年課税用〕住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書 [1面]</b>	
この明細書はなくなりました。	
<b>〔暦年課税用〕住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書</b>	
帳票タイトル	帳票タイトルが変更され、[2面]の記載が削除されました。
年の記載	明細書に記載されている年が+1年に変更されました。
欄外右	「○この明細書は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。」が追加されました。
<b>農地等の納税猶予の計算書</b>	
④に対する税額	⑤ 項目名の説明文が変更されました。

※「第二表 贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」は、OCR用紙ではありません。

■システムでは上記の様式変更に伴い、入力画面や印刷フォームを変更しました。

## 4. システムの対応内容

### 4-1 贈与税の対応内容

#### ●贈与税 第一表「案件情報」の提出日の印字の有無

贈与税申告書第1表「案件情報」の「提出日」の日のみ「印刷する／印刷しない」を選択できるようにしました。

#### ●贈与税 第一表「特例選択」の変更

「住宅取得資金等の特例」で「なし／1面／2面」の選択肢を「なし／あり」に変更しました。

#### ●贈与税 第二表 項目の追加

申告区分が「確定」の場合も「修正」の場合と同様に、「税額計算〔3〕」画面の(22)欄を表示するように変更しました。

#### ●贈与税 第三表 二重取消線の削除

(22)欄の「翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額(1,000万円－⑱－(21))」に二重取消線を印刷しないように変更しました。

#### ●住宅取得特例の画面タイトルの変更

住宅取得資金等の贈与の特例（暦年課税）の廃止にともない、画面のタイトルを変更しました。

#### ●個人情報登録の更新処理の追加

個人情報登録の内容が更新された場合、「住宅取得の明細書 贈与者の氏名」「農地の納税猶予税の計算書 贈与者の氏名」についても、「贈与税 個人情報確認」画面を表示して、必要な場合は取り込めるように対応しました。

#### ●印刷フォームの変更

平成18年分の贈与税申告書の印刷フォームに変更しました。

- ・第一表 贈与税の申告書
- ・第二表 贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）
- ・〔暦年課税用〕住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書
- ・農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

### 4-2 相続税の対応内容

#### ●第3表 相続財産のない相続人の印刷の有無

〔オプション〕→〔印刷情報登録〕画面の〔第1表〕の〔相続財産のない相続人〕を「印刷しない」が選択されている場合は、第3表も同様に相続財産のない相続人を印刷しないように変更しました。

#### ●遺産分割協議書 財産明細の出力順変更

財産明細の出力順を財産コード順から種類別財産入力の表示順（第11表出力順）に変更しました。

## 5. 動作環境

OS	Windows®XP/2000 (*1)
メモリ	128MB (256MB 以上推奨)
CPU	お使いのOSが推奨する環境以上 (Pentium®Ⅲ500MHz 以上推奨)
ディスプレイ	解像度:1024×768 ドット(小さいフォント)以上 ※Windows® XP の場合は標準フォント 表示色:high Color(16Bit)以上
HDD	70MB 以上
最大用紙サイズ	A4
プリンタ	上記 OS で使用可能なレーザープリンタ(ポストスクリプト対応プリンタ除く)(*2)

(\*1) : Windows®95、98、Me は、Microsoft のサポートが終了しているため、Windows NT 同様に、OS に起因する不正動作等のうちアプリケーションで回避できない問題については、サポートできません。上記対象 OS でお使いくださいますようお願いいたします。

(\*2) : カラープリンタは EPSON 製が対象です。

## 6. プロダクトIDについて

プログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力する必要があります。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

### ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

■ライセンス商品はこんなときに最適です。

- ① 企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- ② 本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合
- ③ 会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合
- ④ 学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。